

IASB 作業計画 (2017-2021 年) の概要

ASBJ 専門研究員 藤原 ゆき 由紀

1. はじめに

国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）は、2016年11月に「IASB 作業計画 2017-2021年—2015年アジェンダ協議に関するフィードバック・ステートメント」（以下「フィードバック・ステートメント」という。）を公表した¹。これは、2015年8月に開始された2015年アジェンダ協議のプロセス、アジェンダ協議を通じて設定された2017年から2021年のIASB 作業計画（以下「IASB 作業計画 (2017-2021年)」という。）の設定アプローチ及びテーマに関する詳細な説明を含んでいるほか、今後のアジェンダ協議の頻度及びその他のフィードバックを含む文書である。本稿では、フィードバック・ステートメントの内容のうち、主にIASB 作業計画 (2017-2021年) の概要を紹介する。なお、文中、意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめ申し添える。

2. アジェンダ協議の経緯

アジェンダ協議は、IASBでとりあげるアジェンダの設定プロセスに関して公式に利害関係者の意見を聞く機会を設けることにより、公的説明責任を果たしその正当性を高めること、及び国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）への関心とIFRSの可視性を国際的に深めることを目的としている²。IASBは、アジェンダ協議で受け取る意見が、アジェンダの全体的な戦略的方向性及びバランス、並びに世界中での財務報告ニーズを考慮するのに役立つと考えている。

アジェンダ協議は3年ごとに実施される手続として2010年に導入されたものであり、初回のアジェンダ協議が2011年から2012年にかけて実施されたのに続き、2回目となる2015年アジェンダ協議が2015年8月に開始された。なお、2015年アジェンダ協議における議論を経て、IASBは、アジェンダ協議の頻度を5年ごとに変更することを決定した。この点に関しては本稿の4.で改めて解説する。

2015年アジェンダ協議は以下のプロセスを

1 http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB-agenda-consultation/2015-agenda-consultation/Documents/IASB_WorkPlan_2017_2021_Japanese.pdf

2 2011年アジェンダ協議意見募集文書については、ASBJのウェブサイトを参照のこと。

経て進められ、2016年11月に、IASB作業計画（2017-2021年）を含むフィードバック・ステートメントの公表に至った。

2015年8月	意見募集文書を公表
2015年12月	コメント期限—119通のコメントレターを受領
2016年3月	コメントレターとアウトリーチの要約を審議
2016年4-5月	作業計画案を作成
2016年6月	作業計画案をIFRS諮問会議と議論
2016年7月	改訂版作業計画を公表
2016年10月	評議員会がデュー・プロセスが満たされたことを確認
2016年11月	フィードバック・ステートメントを公表

なお、IASB作業計画は、数年ごとのアジェンダ協議の間にも、世界的な財務報告のニーズに対応し、プロジェクトの進捗状況や資源の利用可能性を考慮して、アジェンダが修正される場合があり、最新の作業計画はIASBのウェブページに公表されている³。

3. IASB 作業計画（2017-2021年）のテーマ

IASBは、IASB作業計画（2017-2021年）の策定において次の4つのテーマを識別したとしている。

- 保険契約及び「概念フレームワーク」プロ

ジェクトの完了の必要性

- 財務諸表作成者と利用者とのコミュニケーションの改善促進の重要性
- 新基準の適用を支援する活動の継続の重要性
- 焦点をより絞ったリサーチ・プログラムの必要性

これらは、意見募集文書に寄せられたコメントや実施したアウトリーチ等のフィードバックを通じて、繰り返し提起されたものであった。以下では、この4つのテーマがどのようにIASB作業計画（2017-2021年）に反映されたかを見ていきたい⁴。

(1) 基準設定プロジェクトの完了

基準設定プロジェクトの完了に関して寄せられた主要なメッセージは次のようなものであった。

- リース⁵と保険契約プロジェクトの完了の優先度を高くすべきである。
- IFRS基準を引き続き原則ベースとすることが重要である。
- 改訂「概念フレームワーク」の完成の優先度を高くすべきである。

以上のメッセージを踏まえ、IASBはIASB作業計画（2017-2021年）における基準設定プロジェクトを次のように設定した。多くの利害関係者から完了の必要性が提起された保険契約及び「概念フレームワーク」に関しては、いずれも2017年中に完了する予定である。

3 <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx>

4 本稿において、フィードバック・ステートメントに従い、以下の用語を用いている。

(a) 基準設定プロジェクト—新基準又は既存の基準の大幅な修正につながることを意図したプロジェクトに使用。「基準」という用語には、「概念フレームワーク」や実務記述書などの他の重要な文書も含まれる。
 (b) 維持管理プロジェクト—既存の基準の狭い範囲の修正を開発するプロジェクトに使用。

5 IASBは意見募集文書公表後の2016年1月にIFRS第16号「リース」を公表し、リース・プロジェクトを完了しており、当該プロジェクトはIASB作業計画（2017-2021年）に含まれていない。

基準設定プロジェクト		
プロジェクト	2016年10月現在（フィードバック・ステートメント公表時）の状況	2017年1月現在（本稿執筆時点）の状況
概念フレームワーク	2017年前半に完了予定（2016年10月から6か月後以降に公表予定）。	2017年1月から6か月後以降に公表予定。
保険契約	2017年前半に完了予定（2017年3月に基準公表予定）。	2017年5月に基準を公表予定。
開示に関する取組み—重要性の実務記述書	2017年前半に実務記述書を公表予定。	2017年1月から3か月後以降6か月以内に実務記述書公開草案を公表予定。 重要性の定義は別途2017年1月から3か月後以降6か月以内に公開草案を公表することとした。
料金規制対象活動	スタッフに会計モデルの開発を依頼、2017年に利害関係者と協議予定（2016年10月から6か月後以降にディスカッション・ペーパーを公表予定）。	2017年1月から6か月後以降にディスカッション・ペーパーを公表予定。

(2) 財務報告におけるコミュニケーションの改善

財務報告におけるコミュニケーションの改善に関して寄せられた主要なメッセージは次のようなものであった。

- 開示に関する取組みは、コメント提出者の大半にとって重要である。
- 開示原則プロジェクトの継続に対して幅広い支持があった。
- 財務諸表利用者にとって重要なプロジェクトを優先すべきである。（特に、多くの投資者が、財務業績についてのコミュニケーション

の改善方法を検討すべきであると提案した。）

以上のメッセージを踏まえ、IASBは、今後数年間、表示及び開示の改善によって財務報告におけるコミュニケーションの改善をもたらす、認識及び測定に関する要求事項の変更にはあまり重点を置かないプロジェクトに焦点を当てることを決定した。この方針に基づき、IASBは、IASB作業計画（2017-2021年）において、財務報告におけるコミュニケーションの改善に関連するプロジェクトを次のように設定した。

財務報告におけるコミュニケーションの改善		
プロジェクト	分類	説明
基本財務諸表	リサーチ・プログラム	以下の検討を行う。 (a) 財務業績計算書の構成及び内容 (b) キャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書の構成及び内容の改善の必要性 (c) 基本財務諸表間の相互関係
開示に関する取組み—開示原則	リサーチ・プログラム	すべてのIFRS基準に適用できる開示原則を開発する。

開示に関する取組み一重要性の実務記述書	基準設定	重要性の概念を適用する際の判断の助けとする。
IFRS タクソノミ	維持管理	IFRS 基準を用いて作成される情報の電子報告を支援する。

(3) 基準の適用を支援する活動の継続的な実施

基準の適用を支援する活動の継続的な実施に関して寄せられた主要なメッセージは次のようなものであった。

- 焦点を当てる基準設定プロジェクトの数を少なくし、最近公表した IFRS 基準の導入に利害関係者が集中できるようにすべきである。
- 新しい IFRS 基準について利害関係者に適用に関する支援を引き続き提供すべきである。
- 適用後レビューに関する作業は歓迎されている。
- 狭い範囲の修正をあまり多く開発すべきでない。
- 追加的なガイダンスは、複雑なルールを導入するのではなく、原則を明確化すべきである。
- 最近公表した基準の適用後レビューに関する維持管理活動に焦点を当てるべきである。
- 比較的古い基準について多数の問題が生じている場合には、当該基準について幅広いレビューを実施すべきである。

以上のメッセージを踏まえ、IASB は、最近公表した主要な基準の導入を支援するための活動に焦点を当てることを決定した。IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び IFRS 第 16 号の公表を受け、教育マテリアルの開発、カンファレンスの開催、ウェブサイトの導入ページの開設、及び金融資産の減損及び収益認識につ

いての移行リソース・グループの設置等の導入支援活動を行ってきている。こういった導入支援活動は継続されるが、活動の水準は新基準のそれぞれに合わせて決められる。

また、IASB は、既存の基準の適用を支援する活動として、適用上の疑問点に対応するための有効な解釈プロセスの維持、適用後レビューの実施⁶、教育イニシアティブと他の導入及び適用の活動を整合させ拡張し、ウェブサイトの最適な活用を行い、新しいオンラインによる伝達の仕組みを検討する、といった活動を実施してきており、今後もこのような活動を継続することを決定した。

(4) 焦点をより絞ったリサーチ・プログラム

焦点をより絞ったリサーチ・プログラムに関して寄せられた主要なメッセージは次のようなものであった。

- 証拠を基礎とした基準設定アプローチは全般的に支持されている。
- 一部のコメント提出者は、リサーチ・プログラムの戦略、目的及びプロセスや、リサーチと他の活動（基準設定活動や維持管理活動等）との間の関係を理解していない。
- IASB は、より適時に進めるために、焦点を当てるリサーチ・プロジェクトの数を少なくすべきである。

以上のメッセージを踏まえ、IASB は、直ちには作業を開始しないリサーチ・パイプライン

6 IASB は IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビューを開始している。また、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、及び IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の適用後レビューを近いうちに開始する予定である。さらに、これら 3 つの基準の適用後レビューの後、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用後レビューを実施する予定である。

を設定することとした。リサーチ・パイプラインに含まれるプロジェクトは、時期が別のプロジェクトの進捗状況に左右されるプロジェクトであるか、又は活動中の作業計画に選定されたプロジェクトよりも優先度の低い他のプロジェクトであると想定されている。これらのプロジェクトは、利害関係者がプロセスに積極的に参加し、同時に十分なリソースが利用可能となったと IASB が判断したタイミングで、その作業が開始される。したがって、現時点で各プロジェクトの作業の開始のタイミングや順序は明らかではないが、IASB は、次回のアジェンダ協議の前、すなわち 2021 年までに作業を開始する予定であるとしている。

その上で、IASB は、意見募集文書で列挙していた 17 件のリサーチ・プロジェクト⁷、及び 2015 年アジェンダ協議で識別された 4 件のトピックについて、以下のいずれかに分類することとした。

- リサーチ・プログラムに残し、優先的に開発を進めるプロジェクト
 - 今後の作業を行わないが、これまでに得られた証拠を要約し、文書化してアクセス可能とするプロジェクト
 - リサーチ・パイプラインに含め、2021 年までに作業を開始するプロジェクト
- 各プロジェクトの具体的な状況は次のとおりである。

リサーチ・プログラムに残し、優先的に開発（8 件）	
プロジェクト	説明
開示に関する取組み－開示原則	すべての IFRS 基準に適用できる開示原則を開発する。
基本財務諸表	以下の検討を行う。 (a) 財務業績計算書の構成及び内容 (b) キャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書の構成及び内容の改善の必要性 (c) 基本財務諸表間の相互関係
共通支配下の企業結合	現行の IFRS 基準が会計処理を定めていない共通支配下の企業結合について、最も有用な情報を提供する会計処理を識別する。
動的リスク管理	動的リスク管理の報告に対するアプローチを開発すべきかどうかを評価する。2014 年にディスカッション・ペーパーを公表した。
資本の特徴を有する金融商品	負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の分類方法と、表示及び開示の要求事項に改善を加えることができるかを検討する。
のれんと減損	以下の評価を行う。 (a) のれんと他の非流動の非金融資産の減損テストに変更を加えるべきか (b) のれんに対する減損のみのアプローチと償却及び減損のアプローチとの相対的なメリット (c) 他の無形資産をのれんと区別すべきか

7 このうち、事業の定義に関するプロジェクトについては、フィードバック・ステートメントの公表までに、維持管理プロジェクトに含められることが決定されたため、ここでの 3 分類に含まれていない。

割引率	IFRS 基準における割引率の要求事項について、対処を考慮すべき不整合があるかどうかを識別する。
株式に基づく報酬	株式に基づく報酬取引の会計処理における複雑性の最も一般的な領域及びその主要な原因を識別し、対処すべきかどうかを評価する。 2016年に、追加のリサーチを行わないこと、利害関係者のフィードバックを求めないこと、正式のリサーチ・ペーパー又はディスカッション・ペーパーは公表せず、行った作業を文書化しアクセス可能とすること、を決定した。

今後の作業を行わない（得られた証拠を要約し、文書化してアクセス可能とする）（4件）	
プロジェクト	説明
外貨換算	2014年に、韓国会計基準審議会が行ったリサーチを検討し、追加的な対応は必要ないと決定し、2015年のアジェンダ協議においても、当該決定の変更を促すような新たな情報は受けなかった。
高インフレ	IAS 第29号「超インフレ経済下の財務報告」における累積インフレ率の閾値の削除又は低減、及び財務諸表の修正再表示に関連する手続の修正を検討したが、最終的にリサーチ・プログラムから削除することを決定した。 IAS 第29号の範囲を拡大して高インフレ経済を含めるようにすることが実行可能かどうかを評価するためのプロジェクトを、リサーチ・パイプラインに追加する。
法人所得税	IAS 第12号「法人所得税」の根本的な見直しは行わないこと、狭い範囲の修正で進める価値のあるものはないことを決定した。
退職後給付（年金を含む）	IAS 第19号「従業員給付」の包括的な見直しを要求するほど十分に一般性があり重大な問題点の証拠はないと判断した。 資産に対するリターンに依存する年金給付の測定に含まれるキャッシュ・フローと割引率との間に現時点で存在している不整合について、これを除去することが実行可能かどうかを検討するためのプロジェクトをリサーチ・パイプラインに追加する。

リサーチ・パイプラインに含め、2021年までに開始（8件、うち新規4件）		
プロジェクト	分類	説明
持分法	リサーチ・プロジェクト	持分法会計について、及び持分法会計と他の企業に対する持分の他の保有方法の会計処理との相互関係について、多数の質問がIFRS 解釈指針委員会に提起されている。 IFRS 第11号「共同支配の取決め」の適用後レビューの後に検討することが最も効果的かつ効率的であると考えられる。
採掘活動	リサーチ・プロジェクト	プロジェクトの範囲を狭めて、無形資産及び研究開発費への言及を削除した。
汚染物価格決定メカニズム	リサーチ・プロジェクト	改訂「概念フレームワーク」が最終確定に近づいた際に追加的なリサーチを実施する。

引当金	リサーチ・プロジェクト	IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の見直しに関する当初のリサーチはおおむね完了した。 改訂「概念フレームワーク」が最終確定に近づいた際に、当該プロジェクトが与える影響を考慮する。
(新規) 変動対価及び偶発対価	リサーチ・プロジェクト	2015 年アジェンダ協議で提起された。
(新規) 高インフレ: IAS 第 29 号の範囲	実行可能性調査	IAS 第 29 号の範囲を拡大して、超インフレだけでなく高インフレに晒されている経済も対象とすることが実行可能かどうかを評価する。 IAS 第 29 号の他の側面については追加的な作業を予定していない。
(新規) 資産に対するリターンに依存する年金給付	実行可能性調査	資産に対するリターンに依存する年金給付の測定に含まれるキャッシュ・フローと割引率との間に現時点で存在している不整合について、これを除去することが実行可能かどうかを評価する。 IAS 第 19 号について他の作業は予定していない。
(新規) 子会社である中小企業	実行可能性調査	中小企業 (SMEs) である子会社に、IFRS 基準における認識及び測定 of 要求事項と IFRS for SMEs 基準における開示要求の使用を認めることが実行可能かどうかを評価する。

4. アジェンダ協議の頻度

本稿の最後に、アジェンダ協議の頻度について触れておきたい。2. で記載したとおり、従来アジェンダ協議は 3 年ごとの実施が要求されていたが、IASB は 2015 年アジェンダ協議の意見募集文書において、この間隔を 5 年間に延長することを提案した⁸。この提案には、アジェンダ協議プロセスが利害関係者にとって複雑であったこと、IASB のリソースを大量に消費しその活動を混乱させていたこと等を理由に提案に賛成するコメントが寄せられた一方、5 年間

の間隔では IASB が緊急問題や他の状況変化に対応できないかもしれないという懸念が寄せられた。IASB は、以下の点を勘案し、提案どおり間隔を 5 年間に延長することを決定した。

- アジェンダ協議の主要な目的は、IASB が作業計画の重点と全体的なバランスを定期的に再検討するのに役立つ一般からのフィードバックを IASB に提供することである。
- 「デュー・プロセス・ハンドブック」は、IASB が作業計画の変更を行う前にアジェンダ協議を実施することを要求していない。
- IASB は作業計画を定期的に見直しており、作業計画のバランスと構成の大幅な変更を検

8 なお、アジェンダ協議の間隔の数は、デュー・プロセス・ハンドブックにおいても明確にされていない。すなわち、間隔のサイクルは、前回の協議の開始時 (意見募集の公表日) から計算すべきであるのか、終了時 (フィードバック・ステートメントの公表日) から計算すべきであるのか、明らかでない。しかしながら、フィードバック・ステートメントにおいて、リサーチ・パイプラインに含まれるプロジェクトは「今回のアジェンダ協議の前 (すなわち、2021 年) までに」作業を実施する予定であると記載されており、これは協議の間隔が 5 年間であることを前提としていることを考え合わせると、IASB は後者を念頭に置いているように見受けられる。

討する必要がある場合には IFRS 諮問会議と協議する予定である。

- 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) や他の基準設定主体からも意見を求める予定である。